

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱

平成元年7月31日制定
平成元年10月17日一部改正
平成3年5月27日一部改正
平成12年9月7日一部改正
平成17年10月3日一部改正
平成18年6月23日一部改正
平成21年2月24日一部改正
平成22年2月23日一部改正
平成26年3月7日一部改正
平成30年2月28日一部改正
令和2年2月27日一部改正
令和4年3月1日一部改正
令和5年2月27日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和8年2月26日一部改正

(通 則)

第1条 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団定款第4条第1号に規定する事業のむつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団は、むつ小川原開発地域若しくは同地域と密接な関係を有する周辺地域の市町村、産業団体、地域団体等又は全県的組織の産業団体、地域団体等（以下「開発地域関連団体」という。）が次の各号に掲げる事業を実施するのに要する経費又は開発地域関連団体（市町村を除く）が実施する次に掲げる事業に要する経費について県若しくは市町村が補助するのに要する経費について、予算の範囲内において、県及び開発地域関連団体に対し助成金を交付する。

一 むつ小川原開発地域内の市町村で組織する団体が、地域の産業活性化のために実

施する事業

- 二 六ヶ所村内において、同村又は同村の産業団体、地域団体等で組織する団体が同村の活性化対策の一環として取り組む街づくり推進のために実施する事業
- 三 開発地域関連団体（前二号に掲げる団体を除く）が実施する地域振興、産業振興に係る次に掲げる事業
 - ア 人材の企業派遣、講師の招へいなど地域活性化に貢献できる優れた人材の育成、確保に関する事業
 - イ 産業振興上必要な栽培、採集、加工などの技術の開発、改良に関する事業
 - ウ 歴史的遺産、郷土料理などの地域資源の発掘とその活用による商品開発・企業化に関する事業
 - エ 市場調査、PR活動など地域特産物の需要拡大、販路の開拓・拡大に関する事業
 - オ 企業誘致戦略の立案及びそれに基づく企業誘致活動に関する事業
 - カ 広域的観光ルート開発、観光客の受入れ体制の整備など観光開発に関する事業
 - キ 国内外のスポーツ、文化交流に関する事業
 - ク その他、地域の活性化及び産業の育成・近代化に寄与する事業

（交付の申請）

- 第3条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から4月20日までの間に第1号様式による申請書を公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。
- 2 第1項の申請をするに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

- 第4条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の額を決定するものとする。

(交付の条件)

第5条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の事業項目の新設等事業内容を変更しようとする場合、又は助成金の交付の決定に係る事業（以下「間接助成事業」という。）を行う者（以下「間接助成事業者」という。）が間接助成事業の事業項目の新設等事業内容を変更しようとする場合には、変更承認申請書（第2号様式）を理事長に提出し、その承認を受けること。ただし、前条で決定した助成金の交付額の総額の30パーセント以内の増減又は事業項目毎の助成金の交付額の30パーセントを超えない額の範囲内における相互の額の変更の場合は、この限りでない。
- 二 助成事業を中止し、若しくは廃止する場合又は間接助成事業者が間接助成事業を中止し、若しくは廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を理事長に提出してその承認を受けること。
- 三 助成事業若しくは間接助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業若しくは間接助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告すること。
- 四 助成事業の状況、助成事業の経費の収支その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
- 五 間接助成事業者に対し、間接助成事業の状況、間接助成事業の経費の収支その他間接助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを間接助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管させること。
- 六 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を理事長が別に定める期間を経過するまでの間、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供しないこと。ただし、理事長の承認を受けた場合はこの限りでない。
- 七 間接助成事業者に対し、間接助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を理事長が別に定める期間を経過するまでの間、助成金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸し付けさせ、又は担保に供させないこと。ただし、理事長の承認を受けた場合はこの限りでない。

八 間接助成事業者に対して助成する場合において、この要綱並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他これに基づく理事長の命令等を遵守するために必要な条件を付すること。

九 助成事業者は、事業実施年度における9月末現在の実施状況を記載した事業実施状況報告書（第4号様式）を、当該年度の10月15日までに、理事長に提出すること。

十 助成事業者は、公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団が行う調査に協力すること。

2 理事長は前項に定めるもののほか、助成金の交付の目的を達成するため、必要がある場合は、助成事業の完了後に取組状況の報告を求めることができる。

（決定の通知）

第6条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条の規定による通知を受けたものであって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるものは、理事長の定める期日までに、書面により助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、第5号様式による助成事業実績報告書を当該助成事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は助成金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 理事長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じておこなう現地調査等により実績確認を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付の方法)

第10条 助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし必要があると認められる場合には、助成金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、第6号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 理事長は、助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき、又は助成金を助成事業以外の用途に使用したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがある。

2 理事長は、間接助成事業者が間接助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき、又は間接助成金を間接助成事業以外の用途に使用したときは、助成事業者に対し、当該間接助成金に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 理事長は、その他助成金を交付することが適当でないとき認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(助成金等の返還)

第12条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第13条 助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成元年8月1日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年度予算に係る助成金については、第3条中「毎年4月1日から4月15日まで」とあるのを「平成元年10月1日から平成元年10月15日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月24日から施行する。
- 2 平成20年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月23日から施行する。
- 2 平成21年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月7日から施行する。
- 2 平成25年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月27日から施行する。
- 2 令和元年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 令和3年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

2 令和4年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度実施事業については、なお、従前のままとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月26日から施行する。

2 令和7年度実施事業については、なお、従前のままとする。

(第1号様式)

事業番号	
------	--

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者の職・氏名 印

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第3条の規定により、上記助成金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費 円
- 3 助成額 円
- 4 事業の着手及び完了予定年月日
着手予定年月日：令和 年 月 日
完了予定年月日：令和 年 月 日

5 担当者連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
担当者氏名		
所属先 (所属又は勤務先等)		
郵便番号		
住所		
電話番号		
FAX 番号		
メールアドレス		

6 事業計画

(1) 概要

分野	
関係地域	
新規・継続	
助成開始年度	
助成種目	
事業の背景 (これまでの取組・ 現状)	
事業の課題 (助成事業が必要な 理由)	
事業概要	
事業実施年度の具 体的な目標・成果	
事業の新規性 (継続事業の場合は 過年度との違い)	
事業項目①	
事業項目②	
事業項目③	
事業項目④	
事業項目⑤	

(2) 事業内容詳細

事業項目①	
内容説明	
具体的な数値目標	
事業項目②	

内容説明	
具体的な数値目標	
事業項目③	
内容説明	
具体的な数値目標	
事業項目④	
内容説明	
具体的な数値目標	
事業項目⑤	
内容説明	
具体的な数値目標	

(3) 事業スケジュール

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

(4) 助成終了後の展望

目指す方向性	
--------	--

今後の取組予定、目標	
継続体制	

7. 団体の活動実績

団体の活動実績	
要望事業と関連の高い 自主事業 (当該年度に実施予定 がある場合)	

8 事業費の内訳

事業項目	事業費の額	助成金の額	備考
	円	(円)	
	円	(円)	
	円	(円)	
	円	(円)	
	円	(円)	
合計	円	(円)	

9 財源の内訳

負担区分	金額	備考
財団助成金	円	
その他補助金	円	
事業収入	円	
自己負担	円	
その他	円	
合計	円	

1 0 経費内訳（積算）

項目 番号	費用の内容	ハ ー ド	委 託	単 価	数 量	数量 単位	税	金 額	見積 番号
合 計									

<添付資料> 添付資料を確認の上、すること。

<input type="checkbox"/>	見積書（積算根拠資料）※定価表やネット販売等の画面コピー・過去実績等も可
<input type="checkbox"/>	定款・規約等（役員・会員名簿含む）
<input type="checkbox"/>	団体の決算資料（直近1年分）※資産・負債、損益が分かるもの
<input type="checkbox"/>	事業等に関する参考資料（任意）

※要望時に提出した資料であっても、交付申請書の添付資料として提出が必要です。

※第1号様式添付書類1

支払希望調書

団体名	
助成額	円
支払方法	アイテムを選択してください。
概算払の希望月	
概算払の希望額	円
精算払の希望月	
精算払の希望額	円

※留意事項

- ア 本調書は、交付申請書と一緒に提出してください。
- イ 助成金の交付は、原則精算払としていますので、概算払を希望する場合、支払時期などが調整されることがあります。
- ウ 助成金の交付決定を取り消された場合等において、概算払の交付を受けている時は、期限を定め、その返還を請求されることとなります。このことを十分留意・認識の上、記入してください。
- エ 助成金の振込は、本希望調書とは別に、請求書に基づいて行います。計画的に余裕を持って請求書を提出してください。
- オ 支払希望月を変更して請求する場合は、請求書の提出前に事務局へお知らせください。なお、本支払希望調書の再提出は不要です。

※第1号様式添付資料2

要望書からの変更点等

1. 要望書からの変更点 ※足りない場合は行を追加してください

番号	変更前	変更後	変更理由

※番号は、申請書の該当番号を記載（例：「3助成額」の変更→3）

2. 確認事項 ※☑をお願いします

- 発注先に事業実施主体の構成員である個人・団体が含まれていない
※含まれている場合は理由を明記のこと

-
- 事業実施主体と同じ名称の口座がある
※ない場合は、助成金の請求までに口座を開設して下さい

- 申請日より前に行った支出はない
※申請日前の支出は助成対象外となります

※第1号様式添付資料3

消費税等の取扱い

以下の1～6のいずれかに○をしてください。

助成金の額の確定において、消費税及び地方消費税を助成対象外経費とします。ただし、以下の1から5に該当する助成事業者は、事業遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できるものとします。

- 1 消費税の申告義務がない
- 2 簡易課税方式で申告している
- 3 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている
- 4 助成対象経費が人件費等の非課税仕入のみである
- 5 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして計上している
- 6 1～5のいずれにも該当しない（消費税等が助成対象外経費）

(第2号様式)

事業番号	
------	--

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業変更承認申請書

令和 年 月 日

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者の職・氏名

印

令和 年 月 日付け財むつ第 号をもって交付の決定の通知を受けた令和 年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業について、事業内容の一部を変更したいので、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第5条第1項第1号の規定により、その承認を下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 変更内容

(1) 変更理由

(2) 主な変更内容 (事業項目)

3 事業費の内訳 (アイテムを選択してください。)

事業項目	金額		事業費の増減額 (助成金の増減額) 及び <助成金割合(%)>の増減
	変更前 (助成金の額)	変更後 (助成金の額)	
	円	円	

	(円)	(円)	() < % >
	円	円	
	(円)	(円)	() < % >
	円	円	
	(円)	(円)	() < % >
	円	円	
	(円)	(円)	() < % >
	円	円	
	(円)	(円)	() < % >

ア 財源の内訳 (アイテムを選択してください。)

負担区分	変更前	変更後
財団助成金	円	円
その他補助金	円	円
事業収入	円	円
自己負担	円	円
その他	円	円
合計	円	円

イ その他参考

4 担当者連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
担当者氏名		
所属先 (所属又は勤務先等)		
郵便番号		
住所		
電話番号		
FAX 番号		
メールアドレス		

(第3号様式)

事業番号	
------	--

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者の職・氏名 印

令和 年 月 日付け財むつ第 号をもって交付の決定の通知を受けた令和 年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第5条第1項第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費 円
- 3 交付決定額 円
- 4 助成金受領済額 円
- 5 中止（廃止）の理由

6 担当者連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
担当者氏名		
所属先 (所属又は勤務先等)		
郵便番号		
住所		
電話番号		
FAX 番号		
メールアドレス		

(第4号様式)

事業番号	
------	--

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業状況報告

令和 年 月 日

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者の職・氏名

令和 年 月 日付け財むつ第 号をもって交付の決定の通知を受けた令和 年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業の実施状況についてむつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第5条第1項第9号の規定により別紙のとおり報告します。

(注) 事業実施状況報告書(別紙)を添付すること

(別紙)

令和 年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援事業実施状況報告書

事業名			
実施団体名			
記入者氏名等	所属	職名	氏名
住所			
TEL			
FAX			
メールアドレス			

1 事業の実施状況

(1) 事業計画に対する 9 月 30 日現在の実施状況について下表に記入の上、該当する箇所に をしてください

(単位：千円、%)

計画事業費 A	実施済み額 B	進捗率 (%) B/A

- ア ほぼ終了（進捗率が 80%以上）
- イ 順調に進んでいる（事業費の 70%以上）
- ウ 多少遅れているが順調に進んでいる（事業費の 50%以上）
- エ 実施計画に基づき準備を進めているが、事業の実施は 10 月以降（ 月）を予定
- オ まだ着手していない
- カ その他（取り組みは行っているが、経費支払いがない）

(2) (1) の「オ まだ着手していない」に をした場合は、その理由と今後の対応及び実施予定時期を記載してください。（記入しきれない場合は、別紙としてください）

問題点・原因及びその理由	今後の対応及び実施予定時期

(第5号様式)

事業番号	
------	--

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業実績報告書

令和 年 月 日

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者の職・氏名 印

令和 年 月 日付け財むつ第 号をもって交付の決定の通知を受けた令和 年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業の実績についてむつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費 円 (予算額 円)
- 3 助成額 円 (交付決定額 円)
- 4 事業の着手及び完了年月日
着手年月日：令和 年 月 日
完了年月日：令和 年 月 日
完了日根拠：
- 5 担当者連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
担当者氏名		
所属先 (所属又は勤務先等)		
郵便番号		
住所		
電話番号		
FAX 番号		
メールアドレス		

6 事業実績

(1) 事業計画概要

分野	
関係地域	
新規・継続	
助成開始年度	
助成種目	
事業の背景 (これまでの取組・ 現状)	
事業の課題 (助成事業が必要な 理由)	
事業概要	
事業実施年度の具体 的な目標・成果	
事業の新規性 (継続事業の場合は 過年度との違い)	
事業項目①	
事業項目②	
事業項目③	
事業項目④	
事業項目⑤	

(2) 事業実績内容詳細

事業項目①		
内容説明		
具体的な 目標・実績	目標	実績

実績に係る 自己分析・ 改善点		
事業項目②		
内容説明		
具体的な 目標・実績	目標	実績
実績に係る 自己分析・ 改善点		
事業項目③		
内容説明		
具体的な 目標・実績	目標	実績
実績に係る 自己分析・ 改善点		
事業項目④		
内容説明		
具体的な 目標・実績	目標	実績
実績に係る 自己分析・ 改善点		
事業項目⑤		
内容説明		
具体的な 目標・実績	目標	実績
実績に係る		

自己分析・ 改善点	
--------------	--

(3) 事業スケジュール (実績)

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

(4) 助成終了後の展望

目指す方向性	
今後の取組予定、目標	
継続体制	

7 団体の活動実績

団体の活動実績	
要望事業と関連の高い 自主事業 (当該年度に実施予定 がある場合)	

8 事業費の内訳

事業項目	金額		備考
	実績額 (助成金の額)	計画額 (助成金の額)	
	円	円	
	(円)	(円)	
	円	円	
	(円)	(円)	
	円	円	
	(円)	(円)	
	円	円	
	(円)	(円)	
合計	円	円	
	(円)	(円)	

9 財源の内訳

負担区分	金額	備考
財団助成金	円	
その他補助金	円	
事業収入	円	
自己負担	円	
その他	円	
合計	円	

10 経費内訳（実績）

項目 番号	事業内容	費用の内容	支払先	金額（数字のみ）		根拠 資料 番号
				実績額	計画額	
			合計			

11 その他

- (1) 助成対象経費に関する領収書や支払伝票など支出関係書類の写しを添付すること。
 なお、1回10万円以上の支払については、原則として領収書の写しではなく銀行振込の振込金受取書（振込受付書）の写しを添付すること。
- (2) 事業の実施状況が分かる資料や記録写真、ポスター・チラシなどの作成物が分かる資料（現物でも可）、研修・視察旅行を実施した場合はレポート（様式任意）を添付すること。
- (3) その他必要と思われる資料を添付すること。

<添付資料> 添付資料を確認の上、すること。

<input type="checkbox"/>	請求書・領収書・納品書等の支払根拠資料の写し(10万円以上の支出は銀行振込の写し)
<input type="checkbox"/>	事業実施状況が分かる資料、記録写真（ある場合）
<input type="checkbox"/>	チラシ・ポスター等の資料（作成物がある場合）
<input type="checkbox"/>	研修・視察旅行レポート、その他関係資料（ある場合）

(第6号様式の1) <概算払い用>

事業番号	
------	--

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金支払請求書

令和 年 月 日

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者の職・氏名

印

令和 年 月 日付け財むつ第 号をもって交付の決定の通知を受けたむつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金の概算払いを受けたいので、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額 円

3 請求額の内訳

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円

4 振込先

※新規の場合は通帳の写し（支店、口座番号、名義等明記）を添付。

銀行・支店名

預金種目 アイテムを選択してください。

口座番号

フリガナ

通帳名義

5 担当者

氏名

電話

住所

(第6号様式の2) <精算払い用>

事業番号	
------	--

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金支払請求書

令和 年 月 日

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者の職・氏名 印

令和 年 月 日付け財むつ第 号をもって助成金の確定通知を受けたむつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金の精算払いを受けたいので、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名
- 2 請求額 円
- 3 請求額の内訳

助成金確定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円

- 4 振込先

※新規の場合は通帳の写し（支店、口座番号、名義等明記）を添付。

銀行・支店名

預金種目 アイテムを選択してください。

口座番号

フリガナ

通帳名義

- 5 担当者

氏名

電話

住所

(第7号様式)

事業番号	
------	--

むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者の職・氏名

印

令和 年 月 日付け財むつ第 号をもって助成金の確定通知を受けた令和 年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業について、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金交付要綱第13条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 確定助成金額
円
- 3 助成金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 (A)
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う助成金に係る消費税等仕入控除税額 (B)
円
- 5 助成金返還相当額 (A-B)
円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること